

春日井市総合教育会議会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、春日井市総合教育会議（以下「会議」という。）の会議の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 市長は、会議開催の日時及び場所並びに会議での協議事項等を委員に対しあらかじめ通知するものとする。

(会議の順序)

第3条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 議事録署名人の指定
- (2) 協議事項
- (3) その他

(議事録)

第4条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会の時刻
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議事項の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合教育会議が必要と認めた事項

2 市長及び市長が会議で指定した委員は、議事録を適正と認めたときに、署名しなければならない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。